

少年相談専門員運用要領（例規甲）

〔平成 20 年 3 月 25 日
兵警少育例規甲第 14 号〕

少年相談専門員運用要領を下記のように定め、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
記

第 1 趣旨

この要領は、少年警察活動規程（平成 10 年兵庫県警察本部訓令第 15 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、少年相談専門員（以下「相談専門員」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 任用

- 1 相談専門員には、少年警察活動を行うために必要な知識を有する者のうちから、特別職の非常勤の嘱託員として警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。
- 2 相談専門員の任用期間は、1 年とし、任用された日の属する年度の末日をもって終了する。ただし、再任用することを妨げない。

第 3 服務

- 1 相談専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなくてはならない。
- 2 相談専門員は、その信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 相談専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 相談専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第 4 解職

本部長は、次の事由のいずれかに該当するときは、相談専門員を解職するものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 相談専門員として、ふさわしくない非行があったとき。
- (3) 前記第 3 の規定に違反したとき。

第 5 勤務時間

- 1 相談専門員の勤務時間は、1 週間につき 30 時間とし、その勤務の割り振りは月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時までとする。
- 2 生活安全部少年育成課長（以下「少年育成課長」という。）は、必要があると認めるときは、前記 1 の勤務の割り振りを変更することができる。
- 3 相談専門員の休憩時間は、通常勤務者（兵庫県警察職員勤務規程（昭和 30 年兵庫県警察本部訓令第 29 号）第 29 条に規定する通常勤務者という。）に準ずるものとする。

第 6 職務

相談専門員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 兵庫県警察広報広聴活動規程（平成 11 年兵庫県警察本部訓令第 6 号）第 34 条

第2項の表に規定する少年相談電話（ヤングトーク）による少年相談の受理及び処理に関すること。

(2) その他少年育成課長が命ずること。